

「すぐにマイナ保険証をつくらないとダメ!？」。
 いいえ、つくらなくても大丈夫です。
 今の保険証は12月2日以降も**有効期限まで使えます**。



国保に加入

市区町村国保 フリーランス・自営業

建設国保 など 土建組合 **のあなた**

有効期限 (保険証の右上に記載) **まで** ※
 いまの保険証が使えます ※住所が変わらない限り



後期高齢者

75歳以上のあなた

25年7月末まで ※
 いまの保険証が使えます ※住所が変わらない限り



社会保険に加入

会社員 協会けんぽ 健保組合

公務員 など 共済組合 **のあなた**

25年12月1日まで ※
 いまの保険証が使えます ※職場が変わらない限り

有効期限後は資格確認書で受診できます

資格確認書は、いまの保険証と同じ様式です(紙・プラスチックのカード)。当分の間は申請なしで保険者から送られてきます。



マイナ保険証 つくらないと



つくるかどうかは
任意です



マイナ保険証の人は
 どうなるの?

登録解除ができます

